

令和 4 年度

第 11 回 第二農地部会定例会議事録

令和 5 年 2 月 28 日（火）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

## 令和4年度 第11回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年2月28日(火) 午後3時

会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
2番 五十嵐 隆一	9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一
17番 岩崎 欣一	18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子
21番 望月 博	22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一

#### (2) 農地利用最適化推進委員(14名)

(安塚区) 高波 澄男 青田 俊一 (浦川原区) 田鹿 敏行 井部 慎一  
(大島区) 田邊 清一 (牧区) 米川 尚登 金井 薫 中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦 長井 恒夫 (大潟区) 細谷 正夫 (頸城区) 大島 伸一  
(吉川区) 常山 哲夫 (三和区) 福原 弥

### 2 欠席委員

#### (1) 農業委員…なし

#### (2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 高橋 三登一 (柿崎区) 小池 孝志 (頸城区) 上井 康二 (吉川区) 中嶋 琢郎 (三和区) 高橋 浩一 の5名

### 3 職務のため出席

#### (1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明		
大島区駐在室	班長	上野 元之		
牧区駐在室	室長	小林 精子	副主任	井田 義之
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司		
頸城区駐在室	主任	閏間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	中条 崇		

### 4 会議に附した事件

#### (1) 議事録署名委員の氏名

17番 岩崎 欣一 18番 長瀬 一成

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時23分  それでは、これより令和4年度第11回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】  会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】  事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】  次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>17番 岩崎 欣一 委員、18番 長瀬 一成 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】  次に、「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、10番 滝沢 記一 委員に読み上げていただきます。</p> <p>滝沢委員、よろしくをお願いいたします。</p>
滝沢委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>滝沢委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】  それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>＜安塚区駐在室の議案＞  最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

1頁、番号2103番をご覧ください。

譲受人の新規就農のため、譲渡人の農地を売買により、所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付した「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

五十嵐委員

これを見ますと、譲受人が長野県中野市から通うのか、近隣に住むのかがはっきりしない。もし仮に長野県からの通いだとすると、必ずここは荒れ地になると思うので、その点をきちんと説明していただきたい。

安塚区  
駐在室

譲受人は、今現在、長野県に在住していますが、安塚区板尾の近隣に住宅を買って転入することとなっていますので、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

五十嵐委員

分かりました。

議 長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。2 頁、番号 2103 番と番号 2105 番をご覧ください。

番号 2103 番と 2104 番は、新規に利用権を設定するもので、契約期間は 3 年です。

番号 2105 番は、期間満了による再設定で、契約期間は 5 年です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 《浦川原区駐在室の議案》

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」審議いたしますが、1 頁、番号 2502 番、2503 番の 2 件は、大滝委員に関連する案件ですので議事参与の制限により、大滝委員は一時退席をお願いいたします。

(大滝委員退席)

議 長

それでは、大滝委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしく願いいたします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」大滝委員に関連する貸借権設定 2 件を説明いたします。

1 頁、番号 2502 番、番号 2503 番の 2 件をご覧ください。

先ほど総会でも説明がありましたが、これまで、農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行う場合は、配分計画によって貸付けられていましたが、法律改正により配分計画が廃止されたことから、今後は、利用集積計画で農業者に農地を貸付するものです。

議案には表記されませんが、農地中間管理機構を介して農地の貸借権の設定がされるものです。

具体的な対象農地等は、市長が中間管理機構に提出した別紙「対象農用地等リスト」のとおりです。中間管理機構の立場で作成されているため、借入契約者は中間管理機構が借り入れる者、農地でいえば、土地所有者、貸付者は中間管理機構が貸付ける者、農地でいえば耕作者となっています。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

それでは、案件について説明します。この案件は、いずれも農地集約化のため、人農地プランに搭載された担い手が、農地中間管理機構を介して、番号 2502 番は貸付人 2 名から、番号 2503 番は貸付人 6 名から、それぞれ農地を借り受けるものです。具体的な対象農地は、対象農用地等リスト 3 頁から 4 頁に記載されているとおりです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、大滝委員関連の番号 2502 番、2503 番の 2 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定いたします。

(大滝委員復席)

議 長

続きまして、大滝委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

1 頁、番号 2501 番、2 頁、番号 2504 番、2505 番の 3 件をご覧ください。

これらの案件は、いずれも農地集約化のため、人農地プランに搭載された担い手が、農地中間管理機構を介して、番号 2501 番は貸付人 1 名から、番号 2504 番は貸付人 1 名から、番号 2505 番は貸付人 11 名から農地を借り受けるものです。具体的な対象農地は、対象農用地等リストの 3 頁から 5 頁に記載されているとおりです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

**〈大島区駐在室の議案〉**

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

**〈議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について〉**

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定10件を説明いたします。1頁、番号2904番から3頁、番号2913番までをご覧ください。

10件とも、契約期間満了に伴う再設定です。

これら10件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**〈牧区駐在室の議案〉**

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。1頁、番号3303番をご覧ください。

譲渡人が財産整理のため、利用権を設定している譲受人へ、売買により所有権を移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定13件について、事務局の説明を求めます。

牧区

2頁、番号3304番から4頁、番号3316番をご覧ください。

駐在室

いずれも契約期間が満了したため、再設定するものです。

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。5 頁、番号 3301 番をご覧ください。

番号 3301 番は、農地中間管理機構を通じた契約であり、契約期間が満了したため、一括方式で再設定するもので、具体的な対象農地は 6 頁の対象農用地リストのとおりです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

#### ＜柿崎区駐在室の議案＞

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3738 番から 3741 番までの 4 件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付 1 件、他者へ貸付予定 3 件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。2頁、番号3769番、3770番をご覧ください。

労力不足に伴い、自作地を近隣で耕作している譲受人へ無償譲渡するものです。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定31件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

3頁、番号3771番から9頁、番号3801番をご覧ください。貸借権設定31件のうち、特徴的な案件について説明いたします。

番号3771番、7頁、3791番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。

番号3772番、3773番の2件及び5頁3783番から7頁、3790番までの8件、計10件は、前耕作者の労力不足や相手方の要望により、新たな耕作者と利用権を設定するものです。5頁、番号3779番の終期は、譲受人へ貸し付けている他の筆と終期を合わせるものです。

これら31件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権移転1件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

10頁、番号3802番をご覧ください。

旧借り手の労力不足により、新たな耕作者へ貸借権を移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### ＜大潟区駐在室の議案＞

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

1頁、番号4601番の1件を掲載しました。

大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積822㎡を一般個人住宅として利用するため贈与するものです。

位置図は2頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### ＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

す。

大潟区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件をご説明いたします。

3 頁、番号 4629 番及び 4630 番は、いずれも譲渡人が財産整理のため、これまで利用権を設定していた譲受人に売買により所有権を移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 6 件について、事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

4 頁と 5 頁をご覧ください。番号 4631 番から 4636 番までの 6 件を掲載しました。

いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 6 件の案件については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権移転 2 件について、事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

6 頁をご覧ください。番号 4637 番と 4638 番の 2 件を掲載しました。

いずれも、これまで耕作していた担い手と、新たな担い手の間で、効率的な作業をするため、それぞれ農地の集約をするものです。

これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**〈頸城区駐在室の議案〉**

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

**〈報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について〉**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

1頁、番号5301番から番号5304番をご覧ください。

すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号5301番及び番号5302番は他者へ貸付、番号5303番及び番号5304番は他者へ売却です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**〈議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について〉**

議 長

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」説明いたします。

2頁をご覧ください。

頸城区大坂井地内の農地を「納骨堂兼車庫」に転用するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、昭和40年代に建設した既存の車庫の老朽化に伴い、納骨堂兼車庫を新たに建設しましたが、既存車庫の建設当時、農地転用に必要な手続きを行っていませんでした。

このため、今回の建て替えに合わせ、追認申請を行うよう指導した案件です。  
農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。

転用に当たり、汚水は発生せず、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

なお、今回の許可申請に併せ、これまでの経緯、並びに今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転3件をご説明いたします。5頁、番号5324番から番号5326番をご覧ください。

番号5324番及び番号5325番は、譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。

番号5326番は、相続人が不在の農地について、家庭裁判所の許可のもと、相続財産管理人が処分するものです。

なお、これら3件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 44 件について、事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

6 頁、番号 5327 番から、15 頁、番号 5370 番をご覧ください。

番号 5330 番、5334 番、5335 番、5341 番、5342 番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。

また、番号 5347 番、5350 番は、現在利用権を設定している他の筆と終期を合わせるため、表記の期間での設定となりました。

なお、これら 44 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### ≪吉川区駐在室の議案≫

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 44 件を説明いたします。1 頁、番号 6256 番から 10 頁、番号 6299 番をご覧ください。

7 頁、番号 6287 番と 8 頁、番号 6290 番から 9 頁、番号 6297 番までの 9 件は、新規設定、他の 35 件は再設定です。

2 頁、番号 6260 番から 7 頁、番号 6287 番は、圃場整備が予定されていることから、契約期間が 1 年となっています。

また、8 頁、番号 6290 番から 9 頁、6298 番の終期は、他の利用権設定の終期と合わせるものです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### <議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。11 頁、番号 6201 番をご覧ください。

この案件は、人農地プランに登録された担い手が、農地中間管理機構を通して、貸付人 4 名の農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は、12 頁の対象農用地リストのとおりです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

#### <<三和区駐在室の議案>>

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いたします。  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁から2頁をご覧ください。  
番号8603番から8612番までの10件です。  
いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付9件、農地中間管理機構へ貸付予定1件です。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。  
以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。  
3頁、番号8602番をご覧ください。  
三和区番町地内の農地を「一般個人住宅」に転用するものです。  
4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。  
申請農地は、三和区番町地内の畑1筆、318㎡です。  
申請者は現在、市内のアパートで暮らしていますが、子供が増えて手狭となったことから、申請地に一般個人住宅を建築するものです。  
農地区分は、住宅地に囲まれた区域に存在し、住宅や商店等が連担しているため、第2種農地と判断いたしました。  
土地利用計画は、住宅1棟69.56㎡、ガレージ1棟36.15㎡で、建蔽率は、27.3%となり、工期は、許可日から令和5年9月30日までです。  
転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は道路側溝への排水で周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、6ページ、番号8609番から7ページ、番号8613番までの5件は、竹原委員に関連する案件です。議事参与の制限により、竹原委員は一時退席をお願いいたします。

(竹原委員退席)

議 長

それでは、竹原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」竹原委員に関連する案件について説明いたします。

6ページ、8607番から7ページ、8613番までの5件をご覧ください。

いずれも再設定の案件です。

これら5件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、竹原委員関連の番号8609番から8613番までの5件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(竹原委員復席)

議 長	<p>続きまして、竹原委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」竹原委員関連を除く貸借権設定 28 件について説明いたします。6 頁から 12 頁をご覧ください。</p> <p>特徴的な新規案件 13 件について説明いたします。</p> <p>番号 8607 番、8608 番は労力不足になったことから、地区の担い手に貸し付けるものです。番号 8623 番、8624 番は、貸人の都合により新たに新規契約するものです。8627 番から 8635 番は、地区の農地所有適格法人に貸し付けるものです。</p> <p>このうち番号 8607 番、8608 番、8623 番、8624 番、番号 8630 番から 8634 番までの 9 件に関しては、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
上野部会長	<p><b>【 7. その他】</b></p> <p>他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
上野部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。</p> <p>長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>上野部会長、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【 8. 部会長職務代理あいさつ】</b></p> <p>閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。</p>

(岸田職務代理あいさつ)

柿崎区  
駐在室長

**【9. 閉会】**

以上をもちまして、令和4年度第11回第二農地部会定例会を閉会いたします。  
皆様、お疲れ様でした。

午後4時03分終了

(農地部会終了後、地区会議開催)